

これに先だつて行われた、人権擁護大会シンポジウム第一分科会では、多岐にわたる外国人問題を取り上げ、その際の基調報告書は、日弁連のホームページ ([http://www.nichibenren.or.jp/ja/ifa\\_info/organization/sympo\\_keynote\\_report.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/ifa_info/organization/sympo_keynote_report.html)) からダウンロード可能である。

## 2 外国人への監視を強める出入国および在留管理に対する取組み

多民族多文化の共生する社会の実現に逆の方向を持つ施策として、外国人を監視の対象として捉えて管理を強める動きがある。日弁連は、二〇〇五(平成一七)年二月、「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」、二〇〇九(平成二一)年二月、「新たな在留管理制度の構築及び外国人台帳制度の整備に対する意見」を発表し、テロ対策や犯罪対策の名の下に、外国人から指紋情報や顔情報を採取してこれを保管・利用すること、ICチップを埋め込んだ在留カードを常時携帯させる制度を構築する法改正に対して反対をしている。

これらの取組みも受けて、第五〇回人権擁護大会では、外国人への監視の問題を一つの柱として、監視社会化に強い警鐘を鳴らす「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」を採択した。

## 3 各種条約審査へのオルタナティブ・レポート提出および派遣、勧告

わが国が批准、加入している各種条約の実施状況に関する政府報告書に対し、日弁連はオルタナティブ・レポートを作成し、委員に配布した。そこでは、外国人問題も多く取り上げられていた。報告書の審査の場には、委員を派遣してロビー活動を展開し、日本政府に対する勧告に結びついたものもあった。

人種差別撤廃条約(二〇〇一(平成一三)年)、子どもの権利条約(二〇〇三(平成一五)年)、拷問等禁止条約(二〇〇七(平成一九)年)、自由権規約(二〇〇七(平成一九)年)のオルタナティブ・レポートが括弧内

の年に作成されており、日弁連のホームページからダウンロード可能である。

4 法務省入国管理局との懇談会

二〇〇〇（平成一二）年から毎年法務省入国管理局との間で、外国人の出入国や在留、難民を巡る諸問題について、年一回、意見交換の機会を持っている。

(二) 国籍法の問題

1 婚外子の国籍取得をめぐる最高裁大法廷判決

一九九六（平成八）年、人権救済申立を受けて、外国人の母から生まれた子が日本人の父から出生後に認知を受けた場合に日本国籍を取得できないことが差別的取扱いにあたるとして取扱いを改めるよう国に対して警告していたところ、二〇〇八（平成一六）年六月、最高裁大法廷もこの取扱いを違憲とした結果、同年十二月、国籍法が改正された。

2 重国籍

二〇〇八（平成二〇）年一月、人権救済申立てを受けて、「国籍選択制度に関する意見書」を採択し、重国籍状態の解消を強制する制度が、基本的な人権の保障に関して重要な意味をもつ法的地位である国籍を一律に奪い、アイデンティティーの自己決定権の侵害などの人権侵害を生じさせるおそれがあるとして廃止などを国に求めた。

(三) 外国人への法的援助の強化

1 入管代理を認める規則改正

入管実務上、入管での申請手続で弁護士による代理行為は認められていなかったが、日弁連からの申入れと協

議のうえ入管法施行規則が改正され、二〇〇五（平成一七）年一月から予め弁護士会を通じて届出をした弁護士は、在留資格関係の申請の代理業務を本人出頭なくして行えることになった。

## 2 外国人・難民への法的援助強化の取組み

難民申請者や在留資格のない外国人に対する法律援助は、現在、総合法律支援法では民事法律扶助の対象となっていない。従前、法律扶助協会がこれらの者に対して行っていた自主事業を、日弁連の援助事業として承継し、拡大した。将来はこれらを民事法律扶助の本来事業の対象に含めるべきであるとの意見を述べている。また、民事法律扶助における通訳サービスの実施を要望し、二〇〇九（平成二一）年度に実現された。

## (四) 難民

### 1 二〇〇二（平成一四）年七月三十一日 瀋陽日本総領事館駆込事件人権救済勧告

二〇〇二（平成一四）年五月、庇護を求めて瀋陽日本総領事館に駆け込んだ朝鮮民主主義人民共和国の家族らを中華人民共和国の警察官が連行したことを領事館員が甘受した事件について日弁連は、人権救済事件として職権で立件して調査をした結果、日本政府の対応が非人道的措置であっただけでなく、難民条約等に反する行為であったとして、外務省に対して、庇護を求める者に適切な措置をとることを勧告し、政府に対し、外国人問題を取り扱う可能性のある行政事務職員すべてに対し適切な指示を行うよう要望した。

## 2 法改正への対応

二〇〇二（平成一四）年に難民認定制度改善に向けた意見書を提出し、二〇〇六（平成一八）年一〇月には、改正法施行を踏まえて、「新しい難民認定手続に関する意見書」を発表し、法務大臣に対し執行した。

## 3 法務省入管の難民現地調査に関する人権救済申立事件

二〇〇五（平成一七）年二月、法務省入国管理局の職員が、訴訟準備等のために、難民申請をしている申立人ら（クルド人）の国籍国であるトルコ共和国を訪問し、政府関係機関に対して、申立人らの氏名等および難民であると主張していることを告知し、親族を訪ねるなど現地調査を行ったことについて、申立人らの個人特定情報等を提供されない権利を侵害し、生命等の安全を侵害するおそれを生じさせたとして法務大臣に対して警告した。

#### 4 難民審査参与員制度

日弁連の意見等も背景に、二〇〇五（平成一七）年五月から、難民不認定に対する異議申立手続に第三者を関与させる難民審査参与員制度が導入された。この参与員との懇談会が二〇〇七（平成一九）年以降毎年一回開催されている。

### (五) 差別問題

#### 1 民事調停委員・家事調停委員問題

外国籍の弁護士が、家庭裁判所の家事調停委員や簡易裁判所の民事調停委員に弁護士会から推薦されたにもかかわらず、外国籍の者は権力的な公務に就けないとする、「当然の法理」によって、就任を拒絶されるという事例が相次いでいる。

これに対して、近弁連をはじめ、各弁護士会が決議をあげるなどしている。

その後も各地で同様の拒否事例が続いたため、日弁連は、二〇〇九（平成二一）年三月、「外国籍調停委員・司法委員の採用を求める意見書」を発表し、就任を認めるよう最高裁に求めている。

2 二〇〇一（平成一三）年一〇月、日本に定住する外国人への地方参政権付与を求めて、意見書を採択し、衆参両院議長他各政党に提出した。

- 3 二〇〇三（平成一五）年二月、人権救済申立てを受けて、朝鮮民主主義人民共和国国籍取得によっても日本国籍離脱を認めない日本政府の運用を改めるよう勧告した。
- 4 二〇〇五（平成一七）年三月、「法務省人国管理局ウエブサイトの情報提供制度に対する意見書」を発表し、在留資格なき外国人を匿名で密告する制度を、外国人への監視、差別を招くおそれがあるとして法務大臣に廃止を求めた。

- 5 二〇〇八（平成二〇）年三月、人権救済申立てを受けて、中華学校・朝鮮学校等に対する寄付金控除等を認めない差別的取扱いを撤廃するよう政府に対して勧告を行った。
- (六) 戦後補償（外国人問題以外の事例も含む）

- 1 一九九九（平成一一）年六月二日、『日本軍従軍慰安婦問題解決のために』と題するシンポジウムを開催し、二六〇名以上の会員や市民が参加した。
- 2 二〇〇一（平成一三）年一〇月、インドネシア元「従軍慰安婦」の人権救済申立事件において、速やかに謝罪や金銭補償を含めた被害回復のための措置を講じることなどを勧告した。
- 3 二〇〇二（平成一四）年一〇月、朝鮮人強制連行・強制労働被害者（金甲烈他二名）の人権救済申立事件で、国と強制労働をさせていた企業に対して、真相を究明し、謝罪および金銭補償も含めた被害回復のための適切な措置を講じるべきことを勧告した。
- 4 二〇〇三（平成一五）年八月、人権救済申立てを受け、関東大震災時になされた朝鮮人・中国人虐殺について、軍や国の行為に誘発された自警団による虐殺の被害者・遺族への謝罪や真相究明などを求める勧告を国に対して行った。

5 二〇〇四（平成一六）年三月、「中国残留邦人帰国者人権救済申立事件」につき、多くの中国在留邦人の帰国の実現が進まない現状や、中国残留邦人のうち永住帰国した者に対する諸施策が不十分なため、これらの者の人権を侵害しているとして、衆参両院、政府などに対し、帰国促進策の徹底、戸籍回復や国籍取得措置、教育支援や生活支援策の実施等を勧告した。

6 二〇〇四（平成一六）年九月、思想信条に関して治安維持法違反を理由に逮捕勾留された申立人が甲府市職員を解雇された件について、人権救済申立てを受けて人権侵害と認めて、甲府市に対して名誉の回復措置等を行うよう勧告した。また、二〇〇五（平成一七）年二月には、在日朝鮮人の申立人が治安維持法により逮捕・勾留・処罰された件について、人権救済申立てを受けて、被害回復のための補償を含めた措置を行うよう国に勧告した。

7 二〇〇五（平成一七）年七月、韓国、北朝鮮、ブラジル、アメリカなどに居住する被爆者に関して、人権救済申立を契機として、被爆者健康手帳の交付、健康管理手当の受給申請を海外から行うことができるようにすることなどを骨子とする、「在外被爆者問題に関する意見書」を発表し、右記二つの課題は、二〇〇八（平成二〇）年までに実現されるに至った。

（市川正司・児玉晃一）

## 九 家事事件と人権

### （一） 家族法における差別撤廃の取組み（非嫡出子差別）

#### 1 非嫡出子差別

現行民法では非嫡出子の相続分は嫡出子の二分の一とされており（民法九〇〇条四号ただし書）、これが憲法

の法の下での平等に違反するのではないかとの指摘が古くからなされている。下級審ではこれを違憲とした裁判例もあったが、最高裁は一九九五（平成七）年七月五日の大法廷決定に引き続き、二〇〇〇（平成二二）年一月二七日に第一小法廷判決も合憲であるとの判断を示した（ただし、憲法違反にあたるとの少数意見が付されている）。

しかし、非嫡出子には何の責任もない事情で相続分に差を設けることに合理性があるとは考えがたく、憲法一三条、一四條、二四條、國際人權（自由權）規約二四條、二六條、子どもの権利条約二條に違反するものといわざるをえない。

法制審議会は、一九九六（平成八）年二月二六日、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとする」旨の民法の一部を改正する法律案要綱を答申したが、反対の意見も強く、法案化されず、改正は実現していない。

日弁連は、この問題について継続して改正を求める取組みを進めてきており、二〇〇一（平成一三）年一月の『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の日本における実施状況に関する第四回日本政府報告』に対する日本弁護士連合会の報告「および二〇〇三（平成一五）年五月の「子どもの権利条約に基づく第二回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」（いずれもカウンターレポート）においても、改めてその旨指摘して、改正が必要であるとの意見を表明した。

## 2 夫婦同姓の強制

夫婦同姓の強制に対する取組みについては、別項で述べる。

## (二) 家事事件における子どもの権利

家事事件においては、離婚や子どもの監護に関する紛争のなかで、子どもの権利が脅かされる場面が多く、この分野での取組みも重要である。

1 両親の離婚に伴う子どもの権利

(1) 両親の離婚が子どもに及ぼす影響

両親が離婚したり、紛争を抱えて別居したりするなどの事態が生ずると、子どもをめぐる環境に重大な変化が生じる。監護状況の変化により、それまでの保護環境が悪化するなどの事態も発生するし、また大きな心理的影響を与える。特に年少の子どもに対しては、その精神面、心理面への影響は大きい。さらに、両親の別居、離婚により、子どもは父母いずれが一方の監護に服することになり、非監護親との日常的な接触を絶たれる事態も生ずる。

このような子どもに対する悪影響を最小限に抑え、環境を保護されることは、子どもにとっての権利でもある。

(2) 離婚後の親権についての法制 共同親権の実現に向けた取組み

現行民法は、両親が離婚すると未成年の子の親権については、父母いずれが一方の単独親権に服するものと定めている。しかし、このような単独親権の制度のために、親権争いが子の取り合いにいたるなど必要以上激化したり、親権が一方に決められたりすることによって、他方の親が子の監護についてまったく権限がなくなり、面会交流の制度の不備ともあいまって、子どもとの接触を絶たれてしまうなど、子の権利・福祉の観点からも見過ごせない問題が生ずることがある。

この点、欧米諸国では、すでに共同監護の制度が実現しており、離婚後も両親ともに子どもの監護に関す

る権限と責任を有することが可能な制度となっている。

わが国においても単独親権のみを定める民法が実情に照らしてもはや相当とはいいがたく、日弁連では二〇〇六（平成一八）年以降、三回にわたってシンポジウムを開催するなど、共同親権を実現するための法改正に向けて継続して調査研究をすすめている。

### (3) 面会交流権の保障

両親の離婚ないし別居により父または母と別居するに至った子どもにとって、非監護親ないし別居親との接触の機会を確保して、精神的つながりを維持し、良好な関係を保つことは、その成長にとってきわめて重要であり、健全に成長発達するための権利である。また、親にとっても、別居する子どもとの接触を確保することは、自然の情愛に基づく権利であるといえることができる。

實務上子どもとの面会交流は子の監護に関する処分的一种として認められているが、両親の間の葛藤や反発が大きいことなどにより、その実施がスムーズに行われぬ事態が生ずることがある。面会交流を強制的に実現するための法律上の制度として、履行勧告や間接強制の制度があるが、必ずしも十分であるとはいえない。

今後、面会交流権の保障を強化するための運用を確立する必要があるとともに、面会交流の実施を援助するための機関や制度を整え、充実させる必要がある。そのための調査研究を行っている。

## 2 子の奪取

離婚紛争に伴い、親の一方が別居にあたって子を一方的に連れ去ったり、別居している非監護親が子を連れ去ったりするなどの事態が生ずる。本来、子の監護をめぐる紛争は協議によって解決するか、協議が整わな

いときは家庭裁判所の手続によって解決すべきものであり、そのような手続を経ないで子を一方的に連れ去るのは違法である。しかし、わが国では、このような違法な連れ去りがあったとしても、現状を重視する実務のもとで、違法行為がまったく問題とされないどころか、違法に連れ去った者が親権者の決定において有利な立場に立つのが一般である。

ところで、国際間の子の奪い合いが発生した場合の対処について定める条約として、「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」(いわゆるハーグ条約)がある。これは、共同監護権者の一人の監護権を侵害する子の連れ去りは不法なものであるとされ、このような不法は子の連れ去りが発生した場合の迅速な返還の手続を定めている。わが国は、この条約を批准していないために、子の連れ去り天国であるとの国際的非難を受けているのみならず、他国の裁判所では、わが国がこの条約を批准していないことを理由に、日本国籍の親を監護権者に指定するのは相当でないとの判断もなされている。

日弁連は、二〇〇三(平成一五)年五月の「子どもの権利条約に基づく第二回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」(カウンターレポート)においてこの条約の批准を求める意見を述べるなど、取組みをすすめている。

### 3 七七二条問題

民法七七二条二項は、離婚後三〇〇日以内に生まれた子については婚姻中に懐胎したものと推定する旨規定し、一項の規定とあいまって前夫との嫡出子と扱われることになるが、実際は、前夫が父ではないために、母が出生届を出すことができず、その結果、その子はいずれの戸籍にも記載されないうままになるといふ事態が生じている。

この問題について、法務省は、二〇〇七(平成一九)年五月、離婚後に懐妊したことを証する医師の証明書が

あれば、七七二条の推定が及ばないものとして出生届を受理するとの通達を発したが、離婚前に懐妊した場合や懐妊が離婚後であるとの証明ができない場合は、なお救済されないままである。

日弁連では、家族法全体の整合性をはかりながら適切な立法的解決を行うための調査研究を行っている。

(谷 英 樹)

## 一〇 報道と人権

### (一) 概要

人権擁護委員会では、精神的自由に関する部会において、「フライデー」などの写真週刊誌の刊行とともに、報道による名誉、プライバシー権の侵害問題が浮上したことから、この問題に取り組もうという機運が生じ、一九八七(昭和六二)年の熊本での人権大会で、「人権と報道に関する宣言」を発表した。その後、この問題にかかわるため、部会とは別に、人権と報道に関する調査研究委員会を設置した。同委員会では、報道機関による名誉権等の侵害を防止するためには、法規制によるのではなく、報道機関の表現および報道の自由を守るためにも、あくまで報道機関による「報道評議会」などの独立した第三者機関を自主的に設置することを求めてきた。

そのかいあって、新聞業界では、二〇〇〇(平成一二)年毎日新聞の「開かれた新聞委員会」をはじめとする各社の社内委員会が、放送業界では、二〇〇三(平成一五)年「放送倫理・番組向上機構」(BPO)が、二〇〇二(平成一四)年雑誌協会の「雑誌人権ボックス」が設置された。

また、これとは別に、日弁連は、二〇〇八(平成二〇)年一月二十八日、日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱<sup>1</sup>を発表し、同機関において、メディアによる名誉権侵害等を取り扱うケースがあることを明記した。

他方、抜きがたい報道不信の世論や昨今のプライバシー権、個人情報保護の要求を背景に、公権力による報道規制や、八王子テント事件のような言論規制が行われるようになった。このような情勢を憂慮して、二〇〇九（平成二一）年の人権擁護大会（和歌山市）では「自由で民主的な社会を築くために 表現の自由の危機を考える」と題して、シンポジウムを開催する予定である。

報道と人権に関する日弁連の最近の主な活動は次のとおりである。

(二) 人権擁護大会

- 1 第三〇回人権擁護大会（於・熊本市）一九八七（昭和六二）年一月六日、「人権と報道に関する宣言」
- 2 第四二回人権擁護大会（於・前橋市）一九九九（平成一一）年一〇月一五日、「報道のあり方と報道被害の防止・救済に関する決議」

メディアに対して、原則・匿名報道、訂正名誉回復措置を自主的にとる独立した第三者機関の設置などの実行を求めるものである。

- 3 第五二回人権擁護大会（於・和歌山市）二〇〇九（平成二一）年一月六日、「自由で民主的な社会を築くために 今表現の自由と知る権利を考える」

(三) 会長声明・会長談話

- 1 「週刊新潮」の匿名報道に対する会長声明 二〇〇五（平成一七）年一〇月二八日
- 2 日本放送協会に対する放送命令に関する会長談話 二〇〇六（平成一八）年一月二〇日
- 3 放送法改正案に関する会長談話 二〇〇七（平成一九）年三月二八日
- 4 放送法等の一部を改正する法律の成立に当たっての会長談話 二〇〇七（平成一九）年二月二日

(四) その他の報告書等

「週刊新潮」名誉毀損事件調査報告書 一九九八（平成一〇）年三月一九日「週刊新潮」記事が、水俣病患者の多くがあたかも水俣病を自称する虚偽の患者であるという印象を与えることになり、水俣病患者および申立人の名誉を侵害するとし、株式会社新潮社らに警告したものである。

(五) 海外視察

各国の制度の実態とマス・メディアの実情を調査した。二〇〇〇（平成一二）年九月にイギリスを、二〇〇五（平成一七）年九月に米国およびカナダを訪れ、それぞれ報告書を作成した。

(六) 懇談会

新聞各社、民放連のほか、新聞協会、雑誌協会、BPOなどとも、適宜懇談会を開催した。

(七) シンポジウム

放送が危ない！放送法に関するシンポジウムを二〇〇七（平成一九）年六月に開催したほか、精神的自由に関するシンポジウムを毎年のように行ってきた。

(八) 全国一斉報道被害無料法律相談

全国三八の弁護士会が、二〇〇〇（平成一二）年六月一八日から二三日の週に電話・面接による相談を実施した。

（田 中 早 苗）

一 犯罪被害者と人権

(一) 激動期の幕開け

1 被害者支援の気運の高まり

一九九〇年代を通じて蓄積された犯罪被害者への社会的関心は、一九九九（平成一一）年に臨界を迎える。この年、犯罪白書は犯罪被害者に関する特集を組み、法務省は被害者支援法制の整備に着手する。また、二〇〇〇（平成一一）年一月には全国犯罪被害者の会（通称あすの会）が設立され、積極的な立法提言を行うようになっていく。

2 犯罪被害者支援委員会の新設

日弁連は、一九九七（平成九）年四月に犯罪被害回復制度等検討協議会を設置し、同協議会の調査研究を経て、一九九九（平成一一）年一〇月、「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」を発表した。

この提言は、日弁連における近年の被害者支援活動の出発点と言えるものであり、併せて発表された「犯罪被害者基本法要綱案」は先駆的な内容であった。

そして、同提言にかかる活動を担う機関として、同年一二月、日弁連に犯罪被害者対策委員会（二〇〇〇（平成一一）年九月に犯罪被害者支援委員会に名称変更）が設置されるのである。

(二) 保護二法の成立と犯給法の一部改正

1 立法の動向

二〇〇〇（平成一一）年五月、いわゆる犯罪被害者保護二法が成立した。これは、ビデオリンク方式による尋問といった被害者の負担軽減措置を導入するとともに、心情に関する意見陳述、公判記録の閲覧・謄写といった、被害者が刑事手続へ関与していくための措置を導入するものであった。

また、二〇〇一（平成一三）年四月、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」（以下、「犯給法」という。）の一部改正により、給付金の支給要件が緩和され、給付額も増額された。

## 2 日弁連の対応

日弁連は、一九九九（平成一一）年一〇月、『刑事手続における犯罪被害者等の保護』に関する意見書」を発表し、保護二法の立法課題に対する意見を示した。

また、二〇〇〇（平成一二）年九月には、『犯罪被害給付制度に関する中間提言』に関する意見書」を発表し、犯給法の一部改正に対し、より一層の給付の拡充を求めている。

## (三) 被害者の刑事訴訟参加と人権擁護大会決議

### 1 新たなつねり

保護二法の制定と犯給法の改正は大きな前進ではあったが、既存の法律の改正という枠内に留まり、被害の回復、刑事手続への関与、生活支援といった犯罪被害者のさまざまなニーズに応えられるものではなかった。また、全国犯罪被害者の会は、二〇〇二（平成一四）年九月に海外調査を行い、被害者が刑事手続に参加すべきであるとの意見を発表し、さらなる支援法制の整備を求めている。

### 2 第四六回人権大会決議

日弁連は、二〇〇三年（平成一五）年一〇月、第四六回人権擁護大会において、「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」を採択した。この決議は、基本法の制定や経済的支援の拡充といった意見と併せ、「犯罪被害者が刑事訴訟手続に参加する諸制度の是非およびあり方について、早急に議論を深める」との決意を表明するものであり、その後の会内議論の契機となるものであった。

## (四) 基本法・基本計画の制定

### 1 立法の動向

二〇〇四（平成一六）年二月、犯罪被害者等基本法が成立した。基本法は、犯罪被害者が権利利益の主体であることを宣言したうえで、損害賠償の請求についての援助、居住や雇用の安定、刑事手続への参加の機会の拡充等といった各種の基本的施策を定め、これら施策の総合的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画を定めるとした。

そして、二〇〇五（平成一七）年四月から一月にかけて、内閣府において犯罪被害者等基本計画検討会が開催され、同年二月、犯罪被害者等基本計画が閣議決定された。基本計画は、四つの基本方針、五つの重点課題の下、二五八の具体的施策を規定している。

## 2 日弁連の対応

日弁連は、二〇〇五（平成一七）年六月、犯罪被害者等の刑事手続への関与についての意見を発表した。これは、被害者等に対する法律扶助の拡充を求めるとともに、刑事訴訟参加及び附帯私訴、損害賠償命令の制度は導入すべきでないとするものである。

また、同年八月には「犯罪被害者等基本計画案（骨子）」に対する意見書を発表し、公費による被害者支援弁護士制度および国による損害賠償請求費用の補償制度の導入を提言するとともに、被害者の刑事訴訟参加、附帯私訴・損害賠償命令の制度の導入には消極である、との意見を表明した。

### (五) 参加の機会の拡充へ

#### 1 被害者参加制度、損害賠償命令等の立法動向

二〇〇七（平成一九）年六月、犯罪被害者等が一定の重大事件の刑事裁判に参加する被害者参加制度と、損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用する損害賠償命令制度が導入された。また、二〇〇八（平成二〇）年

四月には、資力の乏しい被害者参加人が弁護士の法的援助を受けるための国選被害者参加弁護士制度も導入された。これらの制度は、いずれも同年二月より運用が開始されている。

さらに、同年二月から、犯罪被害者等の少年審判傍聴制度も運用が開始された。

## 2 日弁連の対応

日弁連は、二〇〇六（平成一八）年二月、「法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会における諮問事項について（意見書）」を発表し、被害者参加制度および損害賠償命令の導入に対して反対するとの意見を表明した。さらに、二〇〇七（平成一九）年五月には、「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる被害者参加制度に対する意見書」を発表している。

また、少年審判の傍聴については、同年一月に、「犯罪被害者等の少年審判への関与に関する意見書」を発表し、少年審判規則二十九条に基づき裁判所が認める範囲で審判への在席が認められる場合があり、それ以上の規定を設けるべきではない、との意見を表明した。

## (六) 今後の課題

日弁連は、二〇〇六（平成一八）年一月に、「犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書」を発表し、犯罪被害者等補償法の制定を提言している。この一〇年における被害者支援法制の展開は目を見張るものがあるといえ、経済的支援の拡充は未だ十分といえず、今後も立法提言を行っていくことが重要である。

また、新設された国選被害者参加弁護士制度について、被害者支援に精通した弁護士を養成し、受け皿を確保していくことが必要である。

さらに、日弁連が法テラスに委託して実施している犯罪被害者法律援助事業の果たす役割は大きく、財源の確保を

含め、安定した事業の継続が求められている。

(武内大徳)

一 二 民事介入暴力問題への取組み

(一) 民事介入暴力対策委員会の概要

日弁連は民事介入暴力対策委員会において、民暴に関する情報収集・調査・研究、警察庁等との協力・協議、各地の民暴被害者救済活動・事前防止活動の連絡調整等を行ってきた。

(二) 民暴対策の現状

1 暴力団対策法の成立以来、暴力団はその衣を脱ぎ捨て、「えせ右翼」「えせ同和」あるいはフロント企業などの仮面をつけ規制を逃れようとする傾向にある。このように匿名化した暴力団は、表社会で活動する企業・行政あるいは市民に対し不当要求をしている。

2 民暴委員会は、このような暴力団の変貌に対処するために、警察庁・全国暴力追放運動推進センター・検察庁等と連携を強化しながら、効果的な民暴対策を実践している。

(三) 予防的措置としての民暴対策

1 予防的措置には、民暴の手口を具体的に示し、その対策方法を教授する啓発・啓蒙活動がある。また、種々の契約や取引約款に暴力団等反社会的勢力を排除する特約を加入する暴力団排除条項(、暴排条項」という。)もある。

2 啓発・啓蒙活動として、毎年二丁三回、弁護士会等と共催して民事介入暴力対策大会を開催している。この各大会には、市民・企業・警察等二、〇〇〇名以上が参加している。

このほか、弁護士会において、各地の暴力追放運動推進センター・県民会議（以下「暴追センター」という。）における市民や行政機関を対象にした不当要求防止責任者講習会の実施も効果をあげている。

なお、プロ野球からの暴力団排除についても、講習会の開催により成果を収めている。

3 暴排条項は、アパート・マンションの賃貸借契約や管理組合規約だけでなく、不動産取引・証券取引・銀行取引等をはじめとした企業活動全般や公共工事・入札制度など行政からの暴力団排除のために有用である。

二〇〇七（平成一九）年に、政府が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」と題するガイドラインを打ち出したのに呼応して、企業防衛の観点からも反社会的勢力との関係遮断のため法令等の遵守体制・リスク管理体制の整備をはじめとして暴排条項の実践的活用を啓発している。

#### （四）被害拡大防止措置としての民暴対策

1 民暴対策の中心的役割は、えせ右翼の街宣活動を止めること、ヤミ金からの不当弁済要求を排除し過払いを防止すること、振り込め詐欺における不当要求を防止することなど、現実に発生している侵害行為を止め、被害拡大を防止する点にある。これらについては、弁護士会の民暴救済センターにおいて対処している。

2 日弁連では、二〇〇四（平成一六）年一〇月に「架空請求等の通信手段利用詐欺の防止に関する意見書」、二〇〇五（平成一七）年三月に「犯罪収益の剥奪及び犯罪被害回復制度の確立に向けての提言」を打ち出し、これらに関する立法化を達成することができた。

3 民暴委員会は、ヤミ金・振り込め詐欺などに関連して、消費者問題対策委員会及び犯罪被害者支援委員会と協力して、被害拡大防止措置を講じている。

#### （五）事後的救済措置としての民暴対策

1 実効性のある損害賠償請求を目指して、暴力団組長に対し使用者責任を追及している。この追及は、事後的救済になるだけでなく、暴力団等に対する最大の警告であり、最強の予防措置にもなる。

五代目山口組組長を被告とした「藤武事件」(最判二〇〇四(平成一六)年一月二二日民集五八巻八号二〇七八頁)、住吉会代表を被告とした「ユン事件」(東地判二〇〇七(平成一九)年九月二〇日判時二〇〇〇号五四頁)、稲川会代表を被告とした「堀事件」(横浜地判二〇〇八(平成二〇)年二月一六日)等々により、この使用者責任法理は確立してきている。

また、二〇〇八(平成二〇)年の暴力団対策法の改正により、対立抗争等に係る損害賠償責任(同法三一条)及び威力利用資金獲得行為に係る損害賠償責任(同法三一条の二)が明文化された。

2 謝罪広告を請求することにより実効性のある被害回復を図ることができる。これは、二度と同様の違法行為をさせないという抑止力も発揮する。右翼標榜団体に対し損害賠償と謝罪広告を求めた「総和町事件」では、組長らに損害賠償のほかに新聞九紙への謝罪広告掲載を命じている(浦和地判二〇〇一(平成一三)年四月二七日判時一七五四号四二頁)。

(六) 広範な活動領域

民暴委員会は、右記民暴対策大会の際に全国の弁護士を中心として民暴対策の協議会を開催しているほか、各弁護士連合会の協議会に参加している。また、二〇〇〇(平成一二)年八月に本委員会設置二〇周年記念大会として、東京において全国大会を開催した。

二〇〇二(平成一四)年にイタリア、一九九九(平成一一)年にフランス、二〇〇四(平成一六)年にアメリカにそれぞれ調査団を派遣し、リコ法、反マフィア法、EC統合後の組織犯罪規制法の整備、プリペイド式携帯電話及び

預貯金口座の売買の法的規制等を調査・研究してきた。

(七) 部会による活動

民暴委員会の部会活動は、その時々重点項目をとりあげるために変容している。これまで、暴力団取引拒絶法理調査、執行妨害調査、暴対法運用調査、使用者責任追及、組織犯罪研究、組事務所明渡法理研究、街宣車問題対策研究、企業対象暴力研究、標榜暴力対策、フロント企業対策調査、被害者救済活動、行政対象暴力研究、海外組織犯罪対策実態調査等の研究調査部会が作られ、活発な活動を行っている。

(八) 関係各機関との連携

効果的な民暴対策のために、弁護士会、警察、暴追センター、検察庁を中心に、えせ同和行為対策には法務局人権擁護局、ヤミ金問題には財務局・貸金業規制課・国税等、収用問題には国土交通省、行政対象暴力問題には関係省庁とそれぞれ連携し、情報を共有化している。

民暴委員会は、このようなスタンスで二〇〇四（平成一六）年から警察庁と、二〇〇六（平成一八）年から最高検とそれぞれ民暴研究会を定期的に開催しているほか、行政対象暴力問題に関する関係省庁連絡会議やえせ同和行為問題対策中央連絡協議会に参加している。

(九) 出版

主な出版は次のとおりである。

「民暴対策論の新たな展開」(二〇〇〇)平成二二(年、きんざい)、「Q & A 暴力団二一〇番」(全訂増補版)(二〇〇四(平成一六)年、民事法研究会)、「民暴対策Q & A」(第四版)(二〇〇七(平成一九)年、きんざい)

(中 城 重 光)

一三 公害・環境

(一) はじめに

日弁連は、戦後の高度経済成長による深刻な公害発生を重大な人権問題と捉え、一九六九（昭和四四）年五月「公害対策委員会」を設置し、以後、同委員会を中心に公害被害の救済、公害の予防、環境保全とその回復に向けてさまざまな調査、研究、提言を行ってきた。同委員会は、その後、廃棄物問題や化学物質汚染などの新たな環境問題にも取り組むなど活動を発展させ、一九八五（昭和六〇）年には、名称も「公害対策・環境保全委員会」に改称した。

わが国の公害・環境問題の歴史を振り返れば、公害被害者、市民、環境NGOなどの運動や裁判の取組みが、公害反対や環境保護の世論を喚起し、国や地方自治体の環境政策に大きな影響を与えてきた。日弁連もまた、こうした被害者運動や市民運動とともに、非政府組織の一員として重要な役割を担ってきたといえる。とりわけ、日弁連は、公害、環境問題に取り組むにあたって、何よりも公害や環境破壊が発生している現場の目線を重視してきたが、この点は、今後も一層大事にすべき視点である。

この一〇年間は、公害・環境の分野でも大きな変化があった。なによりも、地球温暖化による気候変動が現実に行き、その解決が、世界的、人類的課題として提起されたことである。二〇〇七（平成一九）年一月に開催された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、すでに地球の気候システムに温暖化が起っており、その原因がCO<sub>2</sub>などの人為起源の温室効果ガスの増加にあると断定する報告を行った。今や温暖化による気候変動が地球的規模で進行し、洪水や干ばつなど深刻な被害が発生していることはまず間違いない事実であり、その解決は待ったなしの緊急課題となっている。日弁連は、二〇〇八（平成二〇）年三月の理事会において、日弁連自身がCO<sub>2</sub>削減に向け

て積極的に行動していくことを盛り込んだ「地球温暖化問題に関する理事会決議」を採択し、会員向けの研修講座も開催するなどこの問題への取組みを強化してきている。加えて、廃棄物問題、原子力発電所の問題、自動車排ガスによる健康被害、自然生態系の破壊など引き続き解決が迫られている課題も数多く存在している。

今私たちに求められているのは、大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴される現在の資源浪費型の社会経済システムを、環境に配慮した持続可能なシステムに大きく転換させることである。ここでいう持続可能な社会とは、(1) 平和の維持、とりわけ核戦争を防止すること、(2) 環境と資源を保全・再生し、人間を含む生態系の環境としての地球を維持・保全すること、(3) 貧困を克服して、社会的・経済的な不公平を除去すること、(4) 民主主義を確立すること、(5) 基本的人権を尊重し、多様な文化の共生を進めることなどを内容とするものであり、今や人類共通の目標になっているといつてよい。

以下においては、この一〇年間に日弁連が公害・環境分野で行った主な取組みを概観したい。

## (二) 人権擁護大会での決議、提言、意見書などについて

日弁連は、毎年秋に人権擁護大会を開催しているが、公害・環境の分野は、この一〇年間で七回に亘って人権擁護大会でシンポジウムを持ち、それを踏まえた人権擁護大会決議をあげている。

この一〇年間の決議を振り返れば、第四二回人権擁護大会（一九九九（平成一一）年）では廃棄物問題の抜本的な解決を求める「資源循環型社会の実現に向けて生産者責任の確立等を求める決議」を、第四三回人権擁護大会二〇〇〇（平成一二）年）では原発の新増設の停止と既存原発の段階的廃止等を求める「エネルギー政策の根本的転換を求める決議 原子力偏重から脱原発へ」を、第四五回人権擁護大会（二〇〇二（平成一四）年）では「湿地保全・再生法の制定を求める決議」を、第四六回人権擁護大会（二〇〇三（平成一五）年）では化学物質管理と被害救済に関し

ての「新たな化学物質政策の策定を求める決議」を、第四七回人権擁護大会（二〇〇四（平成一六）年）では環境保護と持続可能な地域発展を掲げた「リゾート法の廃止と、持続可能なツーリズムのための施策、法整備を求める決議」を、第四九回人権擁護大会（二〇〇六（平成一八）年）では危機に瀕する生物多様性の問題を取り上げた「野生生物との共生のための生物多様性保全法の制定を求める決議」を、そして、第五〇回人権擁護大会（二〇〇七（平成一九）年）ではサステイナブルシティへの転換を求める「持続可能な都市をめざして都市法制の抜本的な改革を求める決議」をそれぞれ採択している。右記の各決議は、いずれも、現在および今後の公害・環境分野の重要テーマを取り上げ、かつその抜本的な改革の方向を示したものであり、法的対応を提言している点でも極めて貴重である。また、シンポジウムの開催と決議案の作成にあたっては、国内外の現地調査を旺盛に行つて、現場から問題点を掘り下げる姿勢で取り組んでおり、その点からも提言は極めて重みのあるものとなっている。なお、日弁連は、この一〇年間で、人権擁護大会における決議以外にも公害・環境問題に関する三〇を超える意見書や提言を公表している。

しかしながら、未だ現実に環境行政に反映されたものは多くはなく、今後は、こうした決議や提言を国や地方自治体の環境政策に確実に反映させていくことが必要であり、環境大臣との定期的な懇談会などを通して積極的な努力が求められている。

### (三) 公害・環境問題の各分野の取組み

この一〇年間で、日弁連が取り組んできた公害・環境問題の各分野での取組みは以下の通りである。

第一に、大気環境や都市環境をめぐるっては、自動車排ガスによる健康影響問題を重視して、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の環境基準の設定などを提言する一方で、都市構造そのものを自動車に依存しない持続可能な都市に転換させることや都市計画・建築法制の抜本的な改革に向けた調査・提言活動を行ってきた。その延長線上で、第五〇回人

権擁護大会において、「住み続けたいまち・サステイナブルシティへの法的戦略」のシンポジウムを開催した。

第二に、水、湿地保全をめくっては、一九九七（平成九）年の河川法改正によって、河川管理に一定の住民参加が認められることになったことを受けて、全国各地で河川管理への住民参加の実態調査を行い、二〇〇七（平成一九）年七月には、河川整備方針の策定段階から住民参加手続きを採用することを求める「流域自治に向けた河川法の改正を求める提言」をまとめた。また、二〇〇八（平成二〇）年一〇月に韓国昌原で開催された第一〇回ラムサール条約締結国会議にも参加して、湿地保全などについて各国の環境NGOとの交流を深めた。

第三に、有害化学物質汚染をめくっては、有機リン系農薬を中心とした農薬問題に取り組み、二〇〇七（平成一九）年一〇月には、農薬の毒性、規制の現状と問題点、望ましい管理のあり方等を討論するシンポジウム「みんなで考えよう身の回りの農薬 規制と管理のあり方」を開催した。

第四に、廃棄物問題をめぐっては、二〇〇〇（平成一二）年に循環型社会形成推進基本法が制定されたにもかかわらず、依然として廃棄物の発生抑制の方向が明確にならないなかで、不法投棄や不適正処理も跡をたたないことを受けて、二〇〇七（平成一九）年八月に不法投棄の温床ともなっている安定型産業廃棄物最終処分場の新規の許可を許さないことを求める意見書を発表し、真の循環型社会の形成に向けた調査・提言活動を進めている。

第五に、自然保護の分野では、この間、生態系の問題に焦点を当てて活動を行ってきた。生物は、長い進化の過程で、大気、水、土壌などとともに生態系を構成してきたが、とりわけ、わが国は、森林率が高く、生物種の多くが森林に依存していることから、生態系の維持のためには森林の維持が不可欠であり、森林生態系の保全と持続可能な利用のあり方などの研究に取り組んでいる。

第六に、エネルギー・原子力をめぐっては、国のエネルギー政策が原子力発電に偏重しているなかで、志賀原発な

どで制御棒脱落事故が多発し、二〇〇七（平成一九）年七月の新潟県中越沖地震では刈羽原発で重大な被害が発生するなど、この間も安全性に関する重大な事態が次々に発生している。こうしたことから、国のエネルギー政策を原子力から再生可能なエネルギーに抜本的に転換させるために、調査、提言等の取組みを旺盛に行っている。

以上の外にも、地球温暖化問題に関しては、二〇〇六（平成一八）年一月に現状分析を踏まえた二〇項目の政策提言（「地球温暖化防止対策の強化にむけて」）を公表する一方、二〇〇八年にはこの問題の重要性に鑑みて委員会内にプロジェクトチームを設置し、取組みの強化を図っている。さらに、二〇〇七（平成一九）年八月には、日本環境会議等と共催で、「環境被害救済と予防に関する日中韓国際ワークショップ」を開催し、公害・環境問題に関する国際的な取組みにも踏み出している。

(四) 二一世紀を「環境の世紀」に

二〇世紀は、科学技術と産業の発展によって物質的な豊かさは飛躍的に増大した。しかしながら、その一方で、激甚な公害や多様な自然環境の凄まじい破壊も進行した。一九九二（平成四）年のリオ・サミットは、こうした反省の上に立って、二一世紀を「環境の世紀」と位置づけ、環境に配慮した持続可能な社会の実現を二一世紀の指導理念として掲げた。

日弁連には、今後も、前記理念の実現のために、公害・環境の分野での取組みを一層強めることが期待されている。

（村松昭夫）